

# 日本患者学会 定款



制 定：平成17年10月5日

第2回改定：平成21年2月11日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は日本患者学会と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、誰が、いつ、どんな病気になっても、幸せであり続けることができる社会の実現を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集・発信事業
- (2) 相談事業
- (3) 研修事業
- (4) 調査・研究事業
- (5) 書籍、雑誌などの出版事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (会員の構成)

第6条 この団体は次に掲げる会員を置き、正会員をもって構成員とする。

- (1) 正会員 この団体の設立主旨及び目的に賛同する個人
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

#### (入会)

第7条 この団体の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの団体の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 正会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。年会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

#### (会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

#### (退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

#### (除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この団体の定款に違反したとき。

(2) この団体の名誉を毀損し、またはこの団体の目的に反する行為をしたとき。

(3) 正会員としてこの団体の活動に参画することが長期にわたって行われなくなったとき。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

3 理事のうち、1名以上を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第12条 理事は理事会において選任し、総会に報告する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は総会で選任する。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、また代表理事が欠けたときは、あらかじめ決められた順番に従ってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務執行状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は京都府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は他の現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 理事の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

## 第5章 総会

(種別)

第18条 この団体の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求をしたとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した招集通知を、開会日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することは出来ない。

(議決)

第25条 総会について、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議決事項は、出席した構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 議長は、総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する

こと)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちから議長の指名を受けた議事録署名人2名が署名捺印する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は代表理事が招集する。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があった場合は、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した招集通知を、開会日の1週間前までに通知しなければならない。



(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第33条 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会について、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事総数の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事について、議長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した役員のうちから議長の指名を受けた議事録署名人2名が署名捺印する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第36条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第37条 この団体の資産は代表理事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

### (会計の原則)

第38条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第39条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この団体の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上で、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて京都府知事の認証を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第46条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の規定に基づき解散するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属先)

第47条 この団体が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定されたこの団体または公益団体に寄付するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第48条 この団体が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(事務局)

第50条 この団体は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および所定の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施規則)

第51条 この定款の施行に必要な規則は、理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 深田 雄志

代表理事 中井 智子

理事 日置 茉莉花

3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。

4 この団体の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この団体の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、団体成立の日からその事業年度末までとする。

6 この定款の施行後の正会員の会費は、次に掲げる額とする。

月会費 1口 350円